

2008年連合大阪春季生活闘争方針(その2)[第3回執行委員会(08/01/18)決定]

連合は、第1回中央闘争委員会(2007.12.20)で「当面の方針(その1)」を確認し、「パート労働者等をはじめとする非正規労働者の処遇改善」、「中小労組の格差拡大に歯止めをかける闘い」を前面に押し出した「当面の方針」について意思統一を行った。連合の当面の方針(抜粋後掲)と連携するとともに連合大阪闘争方針(その1)の具体化にむけ以下の通り方針(その2)を提起する。

1. 中小・地場組合の取り組み

(1) 賃金水準改善のための水準値(再掲)

賃金の底上げには、上げ幅だけでなく高さで測る実態賃金的水準を上げることが重要である。組合員の賃金水準の低下を防ぎ改善をめざす取り組みとして、到達すべき(しているべき)水準値を参考指標とし設定する。

到達すべき水準値(参考)は、地方連合会が集約した地域ミニマム運動の個別賃金データ(年齢ポイント別に集計)および連合主要組合の賃金調査、厚生労働省の賃金構造基本統計調査(10人~99人規模・全産業・男女計・35歳勤続5年)の各指標の「平均値」を参考に設定した。

また、ミニマム水準(地域ミニマム賃金)は、従来どおり各地方連合会が設定する。

① 到達すべき水準値(参考)

25歳	185,000円	(5,000円1歳間差)
30歳	210,000円	(6,000円1歳間差)
35歳	240,000円	(5,000円1歳間差)
40歳	265,000円	

② 賃金改善・格差是正分を加えた水準目標値の設定

産別組織や地方連合会方針を踏まえ、各単組における賃金分析結果からそれぞれが、あるべき賃金水準の目標を設定する。

(2) 賃金引上げ要求目安(再掲)

① 賃金カーブの算定が可能な組合

- ・賃金カーブの確保・カーブ維持分の労使確認+2,500円以上(*1)
(賃金改善分)

② 賃金カーブの算定が困難な組合

- ・7,000円以上とする。
賃金カーブの確保相当分4,500円(*2<目安>)+2,500円以上
(賃金改善分)

*1: 賃金改善分の考え方

中小の実態賃金(245,000円程度)×1%≒2,500円

“1%”は、2008年春季生活闘争基本構想の「マクロ的には労働側に実質1%以上の配分の実現をめざす。」を踏襲した。

《月例賃金の推計》

2006 地域ミニマムより	中位置	239,100 円	全国地方連合会で集約した 300 人未満、121000 人分のデータ
	平均値	249,200 円	
2007 中小共闘集計より	加重平均	245,800 円	3600 組合、327000 人分の推計

*2：4,500 円は、中小の「実態賃金カーブの確保相当分」の推計値。ちなみに、2006 年に調査した地域ミニマム年齢別賃金(全産業・男女計)中位数の 18 歳から 45 歳の 1 年 1 歳間の平均間差額は約 4,581 円である。

(3) 当面の闘いの進め方

① 連合大阪中小支援委員会・中小共闘センターの設置

通年で設置している中小支援委員会を春季生活闘争時期は、中小共闘センターとしての役割・機能を担い、情報交換および交渉等の解決促進支援を行う。

ア) 中小支援委員会の開催

日 時：2008 年 1 月 9 日(水) 13:00～15:00

場 所：連合大阪中会議室

内 容：①各構成組織の春季生活闘争方針の情報交換

②連合大阪地域ミニマム運動によるミニマム額の設定

③中小ニュースの配布について

④中小解決促進集会の開催について

⑤その他

イ) 中小ニュースの配布について

2. パートタイム労働者等の均等待遇・処遇改善にむけた取り組み

連合は、闘争方針の中で、パートタイム労働者等の均等待遇・処遇改善にむけて、法制化対応と社会的世論喚起のために、「めざそう誰でも時給 1000 円」等のスローガンとともに「非正規労働行動月間」(2008 年 2 月)としての諸行動を提起している。それらを受け、また「連合大阪パート労働者組織化アクションプラン(中間報告)」の提起も受け、連合大阪として下記の取り組みを行う。

(1) 「非正規労働行動月間」(2008 年 2 月)の取り組み

① 街頭宣伝などキャンペーン行動

日 時：2008 年 2 月 1 日(金)～2 月 8 日(金)

場 所：各地域・地区協議会に一任(主要ターミナル等)

配布物：連合本部製作のビラ・ティッシュ

内 容：「非正規労働行動月間」の取り組み内容となんでも相談ダイヤルの周知他

② 全国一斉相談ダイヤルと連動した連合大阪相談の取り組み

(ア) 全国一斉相談ダイヤル

日 時：2008 年 2 月 14 日(木)～17 日(日) 10:00～19:00

場 所：連合大阪相談センター・連合大阪事務所

内 容：パート・派遣のなんでも労働相談他

(イ) 外国人労働相談

3月に予定

③「改正パートタイム労働法」学習会への参加

日 時：2008年2月15日(金) 18:00~20:00

場 所：エルおおさか会議室

内 容：「改正パート労働法を職場でどう活かすか」(仮題)

*講師：平方かおる弁護士

主 催：均等待遇アクション21大阪実行委員会(連合大阪も参画)

④パート労働者等の均等待遇にむけた要請行動

日 時：「非正規労働行動月間」中に(調整中)

要請先：大阪労働局、大阪府、経営者団体

内 容：改正パートタイム労働法の趣旨の徹底などについて要請

(2)連合大阪パート・最賃委員会での取り組み

①パート共闘会議

春季生活闘争時期においては、「連合大阪パート・最賃委員会」が実質的に「連合大阪パート共闘会議」としての任を担いパート労働者等の処遇改善や組織化に取り組むこととする。しかし、同委員会の構成組織以外からも、本部パート共闘会議のエントリー基準((ア)対象となる労働者を組織していること、(イ)今後、組織化に取り組むことを方針化している組織、および、(ウ)対象労働者の労働条件の改善等を労使交渉の対象としていること)を満たす組織のエントリーを受け「連合大阪パート共闘会議」を設置する。

②第1回パート・最賃委員会／第1回パート共闘会議の開催

日 時：2008年1月18日(金) 10:00~12:00

場 所：連合大阪 中会議室

内 容：(ア)均等・均衡待遇の実現にむけた取り組みの内容について

(イ)時間給の改善目安等、春季生活闘争の取り組みについて

(ウ)連合大阪リビングウエイジについて

(エ)「パート労働者の組織化にむけたアクションプラン中間報告」に基づく取り組みについて

(3)パート集会「均等ウェーブ」への参加

連合大阪も参画する「均等待遇アクション21大阪実行委員会」の「均等ウェーブ」への参加

3. 男女賃金格差是正、均等待遇の取り組み

(1)「男女の賃金格差点検マニュアル」の活用

連合大阪が作成し従来から周知している「男女の賃金格差是正点検マニュアル」を活用し、制度・運用上の取り扱いによる男女の賃金格差はないか？基準が不利ではないか？などの点検活動を実施する。「マニュアル」については、全組合・組合員に対して、かべ新聞・マンスリー・春闘資料集等を通じ周知・活用を促す。

(2) 3.8 国際女性デー全国統一街頭行動の実施

国際女性デー(3月8日)は、女性たちが尊厳ある働きを求めて行動をおこす日と位置づけられている。連合大阪春季生活闘争に連動させて全国統一行動のこの取り組みを実施する。

<*現在、日時、場所については、以下の①または②のいずれかで検討中>

①日 時：2008年3月7日(金) 17:00~18:00(予定)

場 所：扇町公園入口

街頭行動終了後、同日に予定されている春季生活闘争決起集会に参加

②日 時：2008年3月8日(土) 17:00~18:00

場 所：地下鉄/京阪「天満橋」駅前

テーマ：職場の状況報告、国際女性デーの意義

3.8 国際女性デーのアピールグッズの配布を行う

弁 士：連合女性委員会委員を中心に女性組合員

4. 連合大阪 2008 春季生活闘争総行動と決起集会の開催

(1) 決起集会

日 時：2008年3月7日(金) 18:30~19:10

場 所：扇町公園

名 称：「2008 春季生活闘争総決起集会」(名称は2月の執行委員会で提案)

規 模：7,000人(各構成組織組合員数の5%動員)

次 第：検討中(2月の執行委員会で提案)

デモ行進：なし

(2) 街頭行動

実施時間帯については、連合大阪社会運動委員会で協議する。

名 称：「2008 春季生活闘争街頭総行動」(名称は2月の執行委員会で提案)

日 時：2008年3月7日(金) 時間帯は、決起集会と同時開催を検討

場 所：阪急ナビオ前、天満駅、桜ノ宮駅、京橋駅、大阪城公園駅、森ノ宮駅

玉造駅、鶴橋駅、桃谷駅、寺田町駅、天王寺駅、新今宮駅、今宮駅

芦原橋駅、大正駅、弁天町駅、西九条駅、野田駅、福島駅、難波高島屋前

淀屋橋駅、心斎橋駅の22箇所それぞれに責任構成組織を配置。

動 員：各駅に10人から15人の配置

5. 2008 連合大阪地域ミニマム運動について

(1) 地域ミニマム運動とは

地域ミニマム運動は、連合が行う唯一の組合員一人ひとりへの月例賃金調査(300人未満の中小組合を対象)から、生活できる最低賃金額を地域ごとに設定し「これ以下の賃金水準の労働者を無くす」ことを目的に、連合全体で春季生活闘争と一体となって取り組む運動である。

(2) 2008 年度の「連合大阪地域ミニマム額」の設定

大阪における 2008 年度の「ミニマム額」については、下記のとおりとする。

年齢	2008 年度ミニマム設定額 (時間給換算：22 日・8 時間)	ミニマム額との対比：各数値／本年度ミニマム設定額		
		第 1 十分位	第 1 四分位	中 位
18 歳	157,000 円 (892 円)	97.01%	99.68%	102.23%
20 歳	162,000 円 (920 円)	98.21%	101.91%	106.05%
25 歳	185,000 円 (1,051 円)	96.49%	102.16%	109.84%
30 歳	210,000 円 (1,193 円)	95.38%	103.61%	112.95%
35 歳	240,000 円 (1,364 円)	92.63%	102.46%	113.21%
40 歳	265,000 円 (1,506 円)	91.58%	102.98%	114.94%
45 歳	280,000 円 (1,591 円)	92.61%	111.77%	119.14%
50 歳	290,000 円 (1,648 円)	93.17%	108.21%	122.97%
55 歳	300,000 円 (1,705 円)	91.10%	107.80%	123.80%

(参考)

年齢	全産業・男女計 (人数)	ミニマム設定額	ミニマム額未満：該当者数	未達成者率
18 歳	84 人	157,000 円	150,000 円未満：4 人	4.76%
20 歳	113 人	162,000 円	160,000 円未満：13 人	11.50%
25 歳	294 人	185,000 円	180,000 円未満：39 人	13.27%
30 歳	451 人	210,000 円	210,000 円未満：113 人	25.06%
35 歳	635 人	240,000 円	240,000 円未満：154 人	24.25%
40 歳	402 人	265,000 円	260,000 円未満：91 人	22.64%
45 歳	265 人	280,000 円	280,000 円未満：40 人	15.09%
50 歳	176 人	290,000 円	290,000 円未満：39 人	22.16%
55 歳	238 人	300,000 円	300,000 円未満：41 人	17.23%

(3) ミニマム設定額の根拠

- ① 賃金全数調査集計：12 構成組織、14,196 人(昨年は、11 構成組織、12,011 人)のデータ
- ② 年齢を 18・20・25・30・35・40・45・50・55 歳の 9 つの年齢ポイント毎に設定する。
- ③ 2007 年の賃金全数調査結果の「製造業・男女」(12,173 人)の第 1 十分位の特性値を基準にミニマム額の設定を試みた。
- ④ また、連合の 2008 春季生活闘争方針において、格差是正のための到達すべき賃金水準目標値が「25 歳 185,000 円、30 歳 210,000 円、35 歳 240,000 円、40 歳 265,000 円(※)」ということも考慮し、「連合大阪 2008 地域ミニマム額」を上記の通り設定する。
 <※240,000 円以上：地方連合会が集約した地域ミニマム運動の個別賃金データ(年齢ポイント別に集計)および連合主要組合の賃金調査、厚生労働省の賃金構造基本統計調査(10 人～99 人規模・全産業・男女計・35 歳勤続 5 年)の各指標の「平均値」を

参考に設定＞

(4) 2008 春季生活闘争における取り組みについて

- ① 法定最賃の引き上げ、賃金カーブの整備、を促進し、生活保護基準などのセイフティネットの給付水準切り下げに反対するなどともに、「地域ミニマム運動」を発展させる。
- ② 大手企業と中小企業の間には歴然とした格差があり、その格差はなかなか縮まらない傾向にある。このことを社会的にアピールし、中小企業の経営者はもとより経営者団体に理解を求めて中小企業の不合理な賃金格差の是正を求めていく。
特に 2008 地域ミニマム額に達成しない該当者数の減少に向けての取り組みを強化する。
- ③ 賃金全数調査にご協力をいただいた加盟組合に対しては、「賃金プロット図」などの調査結果資料を還元し、存在する「賃金カーブ」を割り出し、賃金制度を確立、そして賃金闘争の活性化を図る。

(5) 具体的取り組み

- ① 「連合大阪の日街頭行動（なんば駅前）」などで、「2008 地域ミニマム(額)」の宣伝活動を行う。
- ② 関西経営者協会や中小企業団体中央会などに対して、要請・申し入れ行動を展開し、会員企業への周知徹底を求める。
- ③ 広報関係
 - ア) 連合大阪が発行するマンスリーやカベ新聞、また連合大阪ホームページに地域ミニマム運動の解説記事を掲載し、中小組合・無所属組合・未組織労働者に広く周知する
 - イ) マスコミ発表を行う（1月18日）

＜参考＞

【分位数について】

労働者を賃金の低い者から高い者へと並べて等分し、低い方から第何番目の節に位置するかを示す値。

第1十分位数：全体を十等分し、低い方から1/10（10％）にあたる人の賃金。

第1四分位数：全体を四等分し、低い方から1/4（25％）にあたる人の賃金。

中位数：全体のちょうど真ん中（50％）にあたる人の賃金（5人なら3番目の人、6人なら3番目の人と4番目の人を足して2で割ったものになる）

6. 連合大阪リビングウェイジの取り組みについて

すべての労働者が、最低限の生活ができる賃金水準を実現するためには、社会的な水準規制が必要となる。そのため賃金の底支えと格差是正、非典型労働者の労働条件決定への関与、法定最低賃金の水準論議にも深く寄与する“大阪におけるリビングウェイジ額(連合大阪リビングウェイジ)”を策定する。

「連合大阪リビングウェイジ」は、パート・最賃委員会、執行委員会等の論議を経て確定し、パート労働者を含む全従業員対象とする企業内最低賃金協定締結の際の水準額とするなど、さまざまな場面で活用を進める。

(1) 最低生計費を試算するにあたって

労働者の最低生計費は、以下の3条件を満たす必要があると考え、そのために必要な生活必需品・サービスをマーケットバスケット方式で算出する。

- ①健康で文化的な最低限度の生活ができる
- ②労働力の再生産に必要な最低限度の生活ができる
- ③最低限度の社会的体裁が保持できる

(2) 基本的な条件設定

①選定地：大阪府寝屋川市

(人口10万人以上の都市、および「住宅・土地統計調査」〈H15〉における大阪府の推定平均年収に近い自治体から選定)

②価格調査等の調査時期および地点：

(ア)価格調査は、2007年12月にJoshin寝屋川店、Jusco寝屋川店などで実施

(イ)借家家賃調査は、2007年12月期の募集情報などを中心に実施

(ウ)公共料金は、2008年1月時点の寝屋川市内での料金

③設定世帯：「連合リビングウェイジ」設定に準ずる

1人世帯 成人男子

2人世帯 成人男子+男子小学生

3人世帯 夫婦+男子小学生、成人男子+女子中学生+男子小学生

4人世帯 夫婦+女子中学生+男子小学生、夫婦+男子高校生+女子中学生

(3) 調査項目：「連合リビングウェイジ」設定に準ずる

具体的には、人間が生命を維持し、労働者として健康に働き続けるための基本となる衣食住と保健(「食料費」「住宅費」「水道・光熱費」「家事・家具用品費」「被服・履物費」「保健医療費」など)、暮らしていく上で必要な一定の社会的・経済的なつながりのための費用(「交通・通信費」「交際費などその他費用」など)、労働力の再生産費用(「教育費」など)、その他健康で文化的な最低限度の生活のために必要な費用(「教養・娯楽費」など)の費目ごとに、世間の実態を踏まえつつ、必要最低限の費用を試算する。

①連合本部の推定値・HPなどを活用しての試算

(ア)「食料費」：エネルギー所要量・必要栄養素と品目別食料消費量から推計した。

(イ)「水道・光熱費」：水道、ガス、電気、灯油について日常的な生活で考えられる使用量を推計し、それぞれの料金設定で費用を推計した。

(ウ)「保健・医療費」

：「健康な生活」をするために必要と思われる保健医療に関する自己負担分を推計した。健康状態により必要なものは大きく左右されるが、ここでは、長期入院を必要とする病気や怪我をしないものと想定している(そうした

危険に備えるために民間の医療保険に加入することとしている)。

医薬品、保健医療用品・器具は、一般家庭における常備薬・器具と思われる品目について積み上げる。保健医療サービスは、「一人当たりの自己負担額」(総務省「家計調査」：全勤労世帯)を参考に設定した。

(エ)「交通・通信費」

：交通費については、家賃設定の条件に近い地理的条件を想定して、必要額を設定した。できるだけ、徒歩もしくは自転車を使うこととした。自転車は一人1台保有と設定した。自家用車(中古車)は、丸5年使用の1500ccクラス乗用車を車検付きで購入と設定した。

通信費については、単身世帯は携帯電話のみ。2人以上世帯は、固定電話と携帯電話1台で設定した。通話料などは、総務省「家計調査」から推計した。郵便料金も、総務省「家計調査」から推計した。

(オ)「教育費」

：文部科学省「子供の学習費調査報告書」に基づき、「ほぼ義務的に支出する必要のあるもの」を積み上げた。教材費、PTA会費などは、公立の小中高校の平均値をとった。

(カ)「教養娯楽費」

：教養娯楽では、一つの典型的な例示(成人は水泳、学生はバスケット・サッカー靴を加えてものをモデルに)で設定、レジャー関係費や帰省費は総務省「家計調査」から推計した。

(キ)「交際費などその他費用」

：理美容関係は理髪代を、世帯用理美用品(シャンプーや石けんなど)と個人用理美用品(ヘアートニック、化粧水など)は品目の価格を調査、社会的交際費やこづかいは、総務省「家計調査」から推計した。

(ク)「保険料」：全労済「こくみん共済」(医療タイプ)で設定した。

②調査地での実地調査からの試算

(ア)「住居費」：住宅情報や不動産屋から調査(管理費込)

(イ)「家具・家事用品(耐久財・室内装飾品・照明器具・寝具・台所用品・調理用品・食器・玄関用品・洗濯関係・裁縫掃除道具・風呂用品・消耗品など)」

：一般的な生活をするために最低限必要と思われる家具・家事用品を積み上げた。耐久消費財については、洗濯機や冷蔵庫、掃除機、電子レンジ、エアコンなど、生活保護基準(普及率70%)を目安に算定した(家電リサイクル法の対象品目には、リサイクル料金を上乗せ計算)。

各品目の価格は、価格調査に基づき、設定。価格に幅のあるものについては、「低価格でよく売れているもの」を中心に設定。

(ウ)「被服・履物」

：社会的体裁を保ち、一般的な生活をするために最低限必要と思われる被服・履物を積み上げた。成人男女用の被服・履物は、30～40歳台の層において、子供用の被服・履物は、各想定年齢において、「低価格でよく売れているもの」を中心に設定した。

クリーニングは、自宅での洗濯が難しいのものについて設定した。

(4) 調査結果：別紙のとおり

(5) 連合大阪リビングウェイジ設定金額：時間額 870 円

＜根拠：単身男性の最低生計費 1,805,000 円÷年間労働時間(週 40 時間×52 週)＞

(6) 今後について

連合リビングウェイジが 2008 年度中に改定される予定である。連合全体としてリビングウェイジの算出方法が統一されれば、その時点で金額の修正を図ることとする。

なおその際は、府域で複数自治体におけるリビングウェイジの算出を検討したい。

以上

＜「第 1 回パート・最賃委員会 第 1 回パート共闘会議」確認事項／080118＞

1. 連合大阪パート共闘会議での 08 春季生活闘争取り組み事項

(1) 企業内最低賃金の取り組み

① 全従業員を対象とした企業内最低賃金を締結する。

② 協定化にあたっては、連合大阪リビングウェイジ額(時間額 870 円)以上をめざす。

(2) 均等・均衡待遇実現の取り組み

各構成組織は、人事処遇制度などの均等・均衡待遇の実現をめざし、改正パートタイム労働法も活用しつつ、下記の各課題について取り組む。

① パートタイム労働者固有の制度を整備する課題

(例：正社員への転換制度の導入、就業規則の整備など)

② 働き方に関係なく全員に適用される労働条件

(例：休日・休暇制度、通勤手当など)

③ 時間比例を考慮しながら整備する課題

(例：職務関連手当・一時金など)

とくに、下記の課題については、改正パートタイム労働法を上回る要求として積極的に取り組む。

通勤手当…正社員と支給基準を同様とする。

慶弔休暇…正社員と付与基準を同様とする。

人事制度…正社員への転換制度の導入。

2008春季生活闘争 当面の方針（その1）

2008春季生活闘争は、労働分配率の反転と内需拡大のため、積極的に要求、果敢に交渉をしていかなければならない。疲弊した勤労者家計を立て直し、息の長い安定した内需中心の景気拡大のためにも、積極的に賃金改善を獲得することが必要である。また、石油製品や食料品の値上げは低所得者層を中心に家計を直撃している。生活を防衛するうえからも、パート労働者等をはじめとする非正規労働者の処遇改善、底上げが急務となっている。

同時に中小労組の格差拡大に歯止めをかける闘いを、中小共闘センターを中心に進めていく必要がある。このような格差是正や処遇改善のために、組織労働者としての役割と責任を果たしていくことと、春季生活闘争の成果を通じて格差社会から公平・安心・安全な社会への転換をめざしていかなければならない。

さらには、長すぎる労働時間を是正するため労働時間の短縮と、割増率の引き上げでワーク・ライフ・バランスの実現をはかっていかなければならない。

I. 最近の特徴的な動き

1. 11月28日、福田内閣発足後初の政労会見が行われた。高木会長は、その中で最低賃金法改正案の成立を受け円卓会議を再開すること、労働基本権の確立を中心とする公務員制度改革の今後の議論について要請を行った。このほか連合側から、非正規労働者の問題、違法派遣、偽装請負、長時間労働是正と割増率の引き上げ、不公正税制の是正、就労・生活支援給付制度の創設等について要請を行った。

2. 政府税制調査会の2008年度税制改正答申では、社会保障の安定財源として消費税率の引き上げを検討するとされていたが、福田総理は、「いま消費税をすぐ上げるという話にはならない」と述べ、来年度の税制改正では消費税率を引き上げない考えを示した。しかし、自民党の財政改革研究会の中でも消費税を「社会保障給付のための財源として位置づける」と明記するなど、消費税率の引き上げをめぐる議論が活発化しつつある。

3. 連合は連合総研と共同で中小企業における取引関係に関する調査を行った。この結果、74.4%の企業で取引先から単価切り下げ要請があり、そのうち35.0%は1年に複数回の引き下げ要請を受けていることがわかった。また、賃上げをしなかった企業のうち25.0%の企業は、価格の引き下げで賃上げの余裕が無いと答えており、取引関係の歪みが労働条件に影響していることもはっきりした。

取引関係の改善に向け、グループ労使会議、行政の認定制度（貨物輸送の安全性優良事業所制度等）の活用や、取引ガイドライン（7業種に設定済み）の周知の徹底な

どの取り組みを積極的に進める。同時に引き続き行われる「ヒヤリング調査」とともに、課題の分析等を行い連合としての提言をまとめ、各級レベルの取り組みを進める。

4. 連合は11月23日から3日間、非正規労働者の問題に焦点をあてた労働相談ダイヤルを行い、242件の相談があった。相談内容は、賃金関係が26%で最も多く次いで労働契約関係20%、保険関係12%等となっている。引き続き対応が必要な場合は、当該構成組織、地方連合会との連携を図りながら解決をめざすこととする。

また、ワーク・ライフ・バランスの観点から、長時間労働の是正、不払い残業の撲滅を訴えるポスターを作成し構成組織、地方連合会を通じて配布した。

II. 拡大戦術委員会の設置

拡大戦術委員会の構成は、別紙の通りとする(略)。

III. 当面の闘いの進め方

1. 政策制度の取り組み

2008年春の政策・制度実現の取り組み方針にもとづき推進する。

2. 経営者団体への対応

連合は、1月23日に予定されている日本経団連との定期懇談会で、社会的な公正配分や均等待遇、ワーク・ライフ・バランスの観点から賃金改善、労働時間の短縮、割増率の引き上げを中心とする労働条件がいかにあるべきか、連合としての基本的考えを主張し、同時に現状認識を含め、経営側の考え方を質していく。

3. パートタイム労働者等の均等待遇・最低賃金の引き上げのためのキャンペーン

非正規労働者、低所得層、不安定雇用労働者等を対象とした社会的キャンペーンを節目ごとに行う。キャンペーンでは、「めざせ誰でも時給1,000円」「法定最低賃金の引き上げ」「社会保険全員加入の実現」などを全国規模でアピールを行うための諸行動や労働相談、器材の配布等を行う。

4. パート共闘の取り組み目安

3年目となるパート共闘会議が、昨年と同様14産別の参加で発足した。12月6日の第2回パート共闘会議で、次の取り組み目安を決定しパート労働者等の処遇改善に積極的に取り組むことを確認した。

- (1) パートタイム労働者に対する取り組み

- 1) 組織拡大に向けた取り組み

各産別は「組合づくり・第4次アクションプラン21『07~09組織拡大目標』」(第1回(07.12.4)中央委員会確認)の実現に向け、2008パート共闘会議の中でも着実に取り組み、組織拡大をめざす。

- 2) 均等・均衡待遇の実現の取り組み

各産別は、人事処遇制度等の均等・均衡待遇の実現をめざし、改正パートタイム労働法も活用しつつ、下記の各課題について取り組む。

- ①パートタイム労働者固有の制度を整備する課題
(例：正社員への転換制度の導入、就業規則の整備など)
- ②働き方に関係なく全員に適用される労働条件
(例：休日・休暇制度、通勤手当など)
- ③時間比例を考慮しながら整備する課題
(例：職務関連手当・一時金など)

とくに、下記の課題については、改正パートタイム労働法を上回る要求として積極的に取り組む。

- 通勤手当…正社員と支給基準を同様とする。
- 慶弔休暇…正社員と付与基準を同様とする。
- 人事制度…正社員への転換制度の導入。

3) 時間給の改善目安

各産別はそれぞれの実態に鑑み、下記のいずれかに取り組む。

- ①絶対額1,000円程度
 - ②引き上げ額25円程度…昨年要求15円＋地域別最低賃金引き上げ額を考慮
- ※②引き上げ額については、07春季生活闘争による改訂後の水準をベースとする。
従って、それ以降に賃金改定が実施された場合も要求・妥結額に含めることとする。

4) 企業内最低賃金の協定化

全従業員を対象とし、連合リビングウェイジを目標とする（地方水準）複数県にまたがる単組は事業所別（県単位）の協定化をめざす。

(2) 正社員と働き方・人材活用等が実質的に異ならない労働者に対する取り組み

改正パートタイム労働法にもとづき、正社員への転換もしくは同一労働条件とする。

なお、各産別が加盟組合の実情に応じて、これ以外に取り組む改善項目についても、積極的な情報開示と産別間の情報交換を行い運動の推進を図る。

5. 改正パート労働法への対応

改正パート労働法（2008年4月施行）では、労働条件に関する文書交付など義務化される部分と、通常の労働者と均衡を考慮して決定する賃金など努力義務となった部分がある。義務化された部分についてはすべての職場で点検を行い、必要な場合は協定を見直す。また、努力義務となった部分及び改正パートタイム労働指針で均衡を考慮するよう努める部分（通勤手当、慶弔休暇など）についても、法を上回る取り組みとして積極的に取り組む。同時に、策定が予定されている「連合・改正パートタイム労働法を職場にいかす取り組み指針」を活用した取り組みを進めていく。

6. ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組み

長時間労働を是正しワーク・ライフ・バランスを実現するため、総実労働時間の短縮、36協定の内容の再確認など労働時間管理の徹底と不払い残業撲滅に取り組む。同時に、組合・職場単位で主体的に「働き方改革宣言」を発して自己改革と職場の改革を進める。

7. 割増共闘の運動の展開

2008春季生活闘争方針にもとづき、割増率の引き上げを要求し交渉する15産別より、11月29日、割増共闘が発足した。割増共闘は、次の共闘方針にもとづき、社会的運動の構築をはかりながら具体的な前進を図る運動を推進する。

<共闘推進のための基本的な考え方>

連合「中期時短方針」の基本目標である時間外50%、休日100%の考え方を堅持した上で、08春季生活闘争では次を運動の中心にすえ、各産別の取り組みを全体のものとし一体的な取り組みを展開する。

- ① 月45時間以下の時間外を30%以上
- ② 月45時間超の時間外を50%
- ③ 休日50%

8. 職場総点検活動などの展開

職場点検活動は、産別を中心に設定するが、連合が設定した1～2月を中心に行う職場点検活動に向けチェックリストを作成し、配布する。

9. 回答引き出しゾーンの設定

連合として、以下の回答ゾーンを設定し、闘いを進めていく。産別・単組は、この回答ゾーンを踏まえて、交渉日程の調整や必要な戦術設定の準備を行う。

- ・ 3/12～15：第1のヤマ場
- ・ 3/17～29：第2のヤマ場
- ・ 3/31～4/5：第1次解決促進ゾーン
- ・ 4/14～19：第2次解決促進ゾーン
- ・ 5～6月以降の闘い方：連合役員による激励行動、地方の共闘センターごとの取り組みについて検討する。

IV. 当面の日程

1. 機関会議

- | | |
|-------------|------------|
| 2007年12月18日 | 第1回戦術委員会 |
| 12月20日 | 第1回中央闘争委員会 |
| 2008年1月22日 | 第2回戦術委員会 |
| 1月24日 | 第2回中央闘争委員会 |
| 2月13日 | 第1回拡大戦術委員会 |
| 2月15日 | 第3回中央闘争委員会 |

3月4日 第3回戦術委員会

3月10日 第2回拡大戦術委員会

2. 諸行動

2008年2月1日 2008春季生活闘争/闘争開始宣言2.1中央集会

2月15日 パート労働集会

3月1日 2008春季生活闘争・政策制度要求実現中央集会

3月8日 国際女性デー全国行動・中央集会

3月31日 中小・パート共闘情勢報告交流会

以 上